

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の
提出を求める公示

平成30年1月30日
近畿地方整備局長
池田 豊人

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務は公共事業の透明性、客観性、競争性をより一層確保するため、継続的に工事及び業務実績並びに技術者等の情報提供を受けるものである。

工事及び業務実績並びに技術者等のデータは、入札・契約手続き時における重要な情報であるため、網羅的に収集され、かつ速やかに提供される必要がある。

このことから、本業務では、本業務の実施を希望する者の有無を確認することを目的に、下記の応募要件を満たす者に参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合もしくは、4. 応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、特定の法人との契約手続に移行する。

なお、4. 応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、特定の法人と当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

(1) 業務名 工事及び測量調査設計業務実績情報提供業務

(2) 業務内容

① コリンス情報提供

② テクリス情報提供

(3) 履行期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日

(4) 履行場所 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44

大阪合同庁舎第1号館 近畿地方整備局

3. 業務目的

本業務は、公共事業における入札契約手続きのより一層の透明性・客観性を確保し、建設工事やコンサルタント業務等の入札契約手続きの適切な執行を図るために活用する受注業者の工事・業務実績、技術者データ等の情報提供を受けることを目的とする。

4. 応募要件

参加意思確認書の提出者に対する要件は、以下の通りとする。

(1) 基本的要件

① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

② 平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の近畿地域の競争参加資格を有する者であること。

③ 参加意志確認書の提出期限の日から、開札の時までの期間に、近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間がないこと。

④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

(2) 技術力に関する要件

公共事業における以下（ア）及び（イ）の実績情報を収集し、提供を適確に行えること。

（ア） 国、都道府県、政令指定都市が発注した工事实績情報（250万件以上）

（イ） 国、都道府県、政令指定都市が発注した業務実績情報（100万件以上）

(3) 中立性・公平性に関する要件

工事および業務の実績情報の取扱いに関する中立・公平性を保つための規定

- が社則等に明記され、社員等に周知し厳格に運用していること。
- (4) 守秘性に関する要件
 - ・ 守秘義務の遵守及び違反した場合の適切な罰則などについて社則等に明記していること。
 - ・ 守秘義務に関する講習会・研修等を定期的実施していること。
 - (5) 業務執行体制に関する要件
週1回の情報提供時期に技術者を確保し、4月1日から情報提供を行える体制を確保すること。情報提供時期は、毎週金曜日午前0時から12時まで（ただし、12月29日から1月3日及びその他やむを得ない事情による場合を除く）とする。
 - (6) 業務実績に関する要件
下記に示される同種又は類似の業務実績について、平成20年度以降に完了した業務（平成29年度完了予定も対象に含む。）において、1件以上の実績を有していなければならない。
 - ①同種業務：公共事業における工事または業務の受注実績データ等の情報提供に関する業務
 - ②類似業務：公共事業における建設関連データベース等の情報提供に関する業務

5. 手続等

- (1) 担当部局
〒540-8586 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館
国土交通省 近畿地方整備局 総務部 契約課 購買第二係
電話：06-6942-1141 FAX：06-6943-7834
- (2) 説明書の交付期間、場所及び方法
 - 1) 交付期間
平成30年1月30日（火）から平成30年2月9日（金）までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日を除く毎日10時00分から16時00分まで。
 - 2) 申し込み及び交付場所
(1)に同じ。
 - 3) 交付方法
手渡しとする。なお、説明書交付希望者は(1)担当部局へ事前に連絡すること。
- (3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法
 - 1) 提出期限
平成30年2月9日 16時00分
 - 2) 提出場所
(1)に同じ
 - 3) 提出方法
持参、または郵送（書留郵便に限る）すること。

6. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 5. (1)に同じ。
- (3) 当該応募者に対して企画競争実施のための企画提案書の提出を要請する際の提出期限：平成30年3月5日（月） 16時00分
- (4) 企画競争に参加を希望する者は、上記4. (1)②に定める平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の近畿地域の競争参加資格が有ることを確認できる資格審査結果通知書の写しを添付すること。
上記4. (1)②の認定を受けていない場合も5. (3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が企画提案書の提出者として選定された場合であっても、企画提案書を提出するためには、企画提案書の提出の時に、平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の近畿地域の競争参加資格の認定を受けていなければならない。
- (5) 参加意思確認書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めること

を目的に当該者間で連絡をとることは、近畿地方整備局随意契約見積心得第5条第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

1) 資本関係

(ア) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。（イ）において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。（イ）において同じ。）の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

2) 人的関係

(ア) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
ただし(ア)については、一方の会社が更生会社又は更生手続が存続中である場合は除く。

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし(ア)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

(ア) 一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

3) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記1)又は2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(6) 本業務は、平成30年4月1日から履行を開始するものとする。

本業務にかかる年度開始前の見積り徴取時は、契約相手方の決定を保留としたうえで、契約の予定者を決定するものであり、契約相手方の決定及び契約締結は平成30年4月2日とする。

なお、本業務は、平成30年度予算が成立し、支出負担行為計画示達がなされることを条件とした見積徴取であり、当該業務にかかる平成30年度の予算が成立し支出負担行為計画示達日が4月3日以降となった場合は、契約の相手方の決定及び契約締結は支出負担行為計画示達日とする。

また、暫定予算となった場合は、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、全額計上されていないときは、本予算成立までの間について、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。

(7) 詳細は説明書による。